

平成16年3月15日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号
株 式 会 社 レ ッ グ ス
代表取締役社長 内 川 淳 一 郎

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権をご行使することが出来ますので、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社指定のウェブサイトアクセスし電磁的方法によりご行使いただくか（22頁及び23頁「電磁的方法による議決権行使のご案内」参照）、いずれかの方法により議決権をご行使することが出来ますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成16年3月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 芙蓉の間
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 第16期（平成15年1月1日から平成15年12月31日まで）営業報告書報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 第16期（平成15年1月1日から平成15年12月31日まで）貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（18頁から20頁まで）に記載のとおりであります。
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

添付書類

営業報告書

〔平成15年1月1日から
平成15年12月31日まで〕

・ 営業の概況

営業の経過及び成果

(1) 全般的概況

当期におけるわが国の経済は、米国をはじめとする世界経済が回復する中、輸出や生産の増加に伴い、企業収益の改善、設備投資の増加等により企業業績に回復の兆しがみられました。当社が属する広告・販促業界におきましても、下半期より回復基調となってきましたが、企業の広告・販促費の効率化が求められる中、今後とも予断を許さない状況が続くことが予想されます。

このような状況の中、当社は3つの戦略課題を推進してまいりました。

広告代理店取引中心から企業との直接取引中心への転換
提供サービスの高付加価値化
組織的能力の向上

広告代理店取引中心から企業との直接取引中心への転換

従来、当社は広告代理店を主要顧客として、収益を上げてまいりましたが、将来の成長性や広告代理店におけるコスト削減要求が厳しくなる環境を鑑み、新たな市場機会として企業との直接取引の拡大を推進してまいりました。

提供サービスの高付加価値化

当社が属する広告・販促業界におきましては、顧客ごとにカスタマイズされたソリューションサービスを提供するため、属人的能力に依存する傾向にあります。前期、当社は永続的な成長、発展を目指すにあたり、属人的能力に依存しない、差別化されたサービス・商品の開発を行うことに注力し、当期にはそのサービス・商品の販売に経営資源を投入してまいりました。

組織的能力の向上

競争環境が高速に変化する中で、より精度の高い意思決定を可能にする

べく、基幹情報システムの導入、会議システムの構築等により、新しいマネジメントシステムの構築を推進してまいりました。

これらの取り組みの結果、新規顧客数は増加したものの、大手広告代理店におけるコスト削減要求が予想以上に厳しく、関連する売上が前期比で大幅に減少しております。

また、ノベルティの不良品発生等に伴い全品回収及び全品再生産を余儀なくされ、それに係る費用39百万円を特別損失として計上しております。

その結果、売上高は35億88百万円（前期比4.6%減）、営業利益は26百万円（前期比83.4%減）、経常利益は73百万円（前期比67.6%減）、当期純利益は2百万円（前期比97.8%減）となりました。

(2) 会社が対処すべき課題

顧客ニーズが変化している中、当社におきましては主要顧客である広告代理店に対する収益を確保しつつ、企業との直接取引を拡大してまいります。提供するサービスにおきましても、プレミアムの提供からプレミアムを中心としたプロモーションの提供へと業務を拡大するとともに、サービス・商品を開発・拡大することによって、属人的能力に依存しない業態へと転換してまいります。

また、近年厳しさを増しているコスト競争に関しましても、国内外のサプライヤーとのアライアンスによって、粗利益率の向上に努めてまいります。具体的には平成16年2月13日付でギフト株式会社と購買業務及びセールスプロモーション業務に関し、包括的業務提携に合意しております。

以上、当社ではこれらの課題に対し、顧客の課題を的確に捉える営業スキルの向上と、それを解決するための専門能力の向上、サービス・商品の開発・拡大を推進することによって、広告・販促業界における競争優位性を確立してまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は26百万円で、その主なものは基幹情報システムの導入費用等であります。その所要資金は、自己資金をもって充当いたしました。

(4) 営業成績及び財産の状況の推移

最近4年間の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分 \ 期 別	第 13 期 (平成12年12月期)	第 14 期 (平成13年12月期)	第 15 期 (平成14年12月期)	第16期(当期) (平成15年12月期)
売 上 高 (千円)	3,976,637	3,639,641	3,762,705	3,588,679
経 常 利 益 (千円)	362,090	271,431	225,903	73,234
当 期 純 利 益 (千円)	193,210	154,682	136,148	2,996
1株当たり当期純利益 (円)	380,335.89	24,172.95	20,095.78	448.88
総 資 産 (千円)	1,704,008	2,011,454	2,236,561	2,157,700
純 資 産 (千円)	1,111,530	1,573,238	1,651,659	1,582,532

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(第16期から自己株式数を控除した株式数)で算出しております。なお、第14期の期中平均発行済株式数は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。
2. 平成13年2月28日開催の取締役会決議により、同年3月16日付をもって1株を7株に分割し、株式数は5,250株増加しております。また、平成13年7月31日付の公募新株式の発行により、発行済株式の総数は650株増加いたしました。
3. 第16期から「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号及び平成15年9月22日法務省令第68号)による改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類等を作成しておりますので、「当期利益」は「当期純利益」に、「1株当たり当期利益」は「1株当たり当期純利益」に、それぞれ表示が変更されております。
4. 第16期から1株当たり当期純利益は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づき算出しております。

・ 会 社 の 概 況 (平成15年12月31日現在)

(1) 主 な 事 業 内 容

商品企画事業.....プレミアムグッズ・ノベルティグッズ等の販促物及び
OEM商品等の企画・製作

(2) 主 な 営 業 所 等

本 社 東京都渋谷区
深圳出張所 中国深圳市羅湖区

(3) 株 式 の 状 況

会社が発行する株式の総数 24,500株
発行済株式の総数 6,775株
株 主 数 442名
大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当 社 の 大 株 主 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
内 川 淳 一 郎	3,348株	50.87%	- 株	- %
レ ッ グ ス 従 業 員 持 株 会	625	9.50	-	-
楠 田 肇	280	4.25	-	-
椀 澤 紀 夫	214	3.25	-	-
株式会社テー・オー・ダブリュー	204	3.10	-	-
平 賀 一 行	196	2.98	-	-
日本生命保険相互会社	140	2.13	-	-
第一生命保険相互会社	140	2.13	-	-
明治生命保険相互会社	140	2.13	-	-
内 川 富 美 子	112	1.70	-	-

(4) 自 己 株 式 の 取 得、処 分 等 及 び 保 有

取 得 株 式

普 通 株 式 177株
取 得 価 額 の 総 額 34,515千円

処 分 株 式

該 当 事 項 は あ り ま せ ン。

決 算 期 に お け る 保 有 株 式

普 通 株 式 177株

(5) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	43名	7名減	29.94歳	5.32年
女 性	4名	1名減	29.36歳	3.99年
合計または平均	47名	8名減	29.89歳	5.21年

- (注) 1. 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。
2. 従業員数は就業人数で記載しており、出向者を含んでおります。

(6) 企業結合の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エスアイビー	10,000千円	100.00%	マーケティング企画立案、実施業務

企業結合の成果

上記の重要な子会社を含めて当期の連結対象子会社は2社であり、当期の連結売上高は46億28百万円（前期比1.0%減）、連結当期純利益は15百万円（前期比89.4%減）となりました。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	内 川 淳一郎	
常務取締役	楠 田 肇	生産管理グループリーダー
取 締 役	桜 澤 紀 夫	営業グループリーダー
取 締 役	平 賀 一 行	管理グループリーダー
監 査 役	梁 瀬 功 一	
監 査 役	木 村 峻 郎	弁護士

(9) 新株予約権の状況

イ．現に発行している新株予約権

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権（平成15年3月27日開催の定時株主総会における決議に基づくもの）

平成15年9月26日発行分

新株予約権の数		105個
目的となる株式の種類及び数	普通株式	105株
発行価額		無償

ロ．株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

平成15年9月26日発行の新株予約権（ストックオプション）

発行した新株予約権の数 105個

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 105株（新株予約権1個につき1株）

新株予約権の発行価額 無償

権利行使時の1株当たり払込金額 207,620円

権利行使期間 平成20年3月27日から平成25年3月26日まで
行使の条件

- (i) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することが出来る。
- () 新株予約権の相続は認めない。
- () 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。
- () その他権利行使の条件は、新株予約権発行の定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象監査役及び対象従業員との間で締結する割当契約の定めるところによる。

譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

消却の事由及び条件

- (i) 当社は、新株予約権者が に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で消却することが出来る。
- () 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することが出来る。

有利な条件の内容

当社従業員及び当社子会社従業員に対し、新株予約権を無償で発行した。

割当を受けた者の氏名、新株予約権の数

- () 当社従業員及び子会社従業員（上位10名）

氏 名	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	備 考
古 瀬 康 弘	30個	普通株式 30株	当社従業員
小早川 安 義	9 個	普通株式 9 株	当社従業員
斎 藤 純 也	9 個	普通株式 9 株	当社従業員
高 橋 太 郎	9 個	普通株式 9 株	当社従業員
小 林 克 年	9 個	普通株式 9 株	株式会社エスアイビー従業員
芝 田 裕 介	9 個	普通株式 9 株	株式会社エスアイビー従業員
谷 丈 太郎	9 個	普通株式 9 株	株式会社エスアイビー従業員
石 塚 光 明	3 個	普通株式 3 株	当社従業員
岡 村 誠	3 個	普通株式 3 株	当社従業員
鈴 木 智	3 個	普通株式 3 株	当社従業員
前 田 正 隆	3 個	普通株式 3 株	当社従業員
松 田 伸 介	3 個	普通株式 3 株	当社従業員
三 壁 洋 之	3 個	普通株式 3 株	当社従業員
森 谷 達	3 個	普通株式 3 株	当社従業員

() 当社及び当社子会社従業員に対して発行した新株予約権の区分別状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	付与した者の総数
当社従業員	78個	普通株式78株	11名
子会社従業員	27個	普通株式27株	3名

・ 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事実はありません。

(注) この営業報告書に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成15年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,836,242	流動負債	372,413
現金及び預金	747,242	買掛金	333,756
受取手形	272,310	未払金	647
売掛金	683,157	未払費用	28,557
製品	58,644	預り金	8,240
仕掛品	769	繰延税金負債	1,044
貯蔵品	1,004	その他流動負債	166
前渡金	14,462	固定負債	202,755
前払費用	6,543	退職給付引当金	28,256
未収法人税等	34,813	役員退職慰労引当金	174,499
その他流動資産	19,622	負債合計	575,168
貸倒引当金	2,330	資 本 の 部	
固定資産	321,458	資本金	220,562
有形固定資産	8,140	資本剰余金	267,987
建物	2,668	資本準備金	267,987
器具及び備品	5,471	利益剰余金	1,127,634
無形固定資産	19,586	利益準備金	24,062
ソフトウェア	19,150	任意積立金	280
電話加入権	435	特別償却準備金	280
投資その他の資産	293,732	当期末処分利益	1,103,291
投資有価証券	56,672	株式等評価差額金	862
子会社株式	38,868	自己株式	34,515
長期貸付金	39,978	資本合計	1,582,532
繰延税金資産	80,173	負債・資本合計	2,157,700
敷金保証金	43,839		
保険積立金	49,359		
その他投資等	825		
貸倒引当金	15,986		
資産合計	2,157,700		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成15年1月1日から
平成15年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営業収益		
	売上高		3,588,679
	営業費用		
	売上原価	2,987,261	
	販売費及び一般管理費	574,742	3,562,003
	営業利益		26,676
	営業外収益		
	受取利息及び配当金	10,869	
	その他営業外収益	37,567	48,437
	営業外費用		
支払利息	154		
その他営業外費用	1,724	1,879	
	経常利益		73,234
特 別 損 益 の 部	特別損失		
	貸倒引当金繰入額	17,786	
	ノベルティ回収等損失	39,719	
	和解金	1,000	58,505
	税引前当期純利益		14,729
	法人税、住民税及び事業税	12,200	
	法人税等調整額	467	11,732
	当期純利益		2,996
	前期繰越利益		1,100,295
	当期末処分利益		1,103,291

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部資本直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの.....移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- デリバティブ.....時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製 品.....個別法による原価法
- (2) 仕 掛 品.....個別法による原価法
- (3) 貯 蔵 品.....最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産.....定率法
なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。
建物 3～15年
器具及び備品 4～10年
- (2) 無形固定資産.....定額法
なお、ソフトウェア(自社利用)については、
社内における見込利用可能期間(5年)に基づき定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額
を計上しております。
- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法
(簡便法)により、当期末における退職給付債務額を計上しております。
- (3) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計
上しております。これは、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

8. 改正商法施行規則の適用

当期から「商法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年2月28日法務省令第7号及び平成15年9月22日法務省令第68号）による改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類等を作成しております。

9. 1株当たり情報

当期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。なお、この変更に伴う影響はありません。

（貸借対照表注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額	11,479千円
2. 子会社に対する短期金銭債権	55,329千円
3. 子会社に対する短期金銭債務	6,376千円
4. 受取手形裏書譲渡高	110,503千円

5. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形裏書譲渡高	8,642千円
-----------	---------

6. リースにより使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機、事務用機器及び自動車等があります。

7. 商法施行規則第124条第3号に規定する増加純資産額 862千円

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金損金算入限度超過額	9,671千円
役員退職慰労引当金損金算入超過額	70,672千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	6,988千円
未払費用否認	1,877千円
その他	564千円
繰延税金資産の小計	89,773千円
評価性引当額	6,988千円
繰延税金資産合計	82,785千円

(繰延税金負債)

未収事業税認容	2,921千円
その他有価証券評価差額金	587千円
特別償却準備金	146千円
繰延税金負債の小計	3,655千円
繰延税金資産の純額	79,129千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	42.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	14.1%
評価性引当額	47.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	30.2%
留保金課税	7.8%
その他	1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	79.7%

(3) 税効果会計に使用する法定実効税率の変更

税効果会計に使用した法定実効税率は、地方税法の改正（平成16年4月1日以降開始事業年度より法人事業税に外形標準課税を導入）に伴い、当事業年度における一時差異等のうち、平成16年12月末までに解消が予定されるものは改正前の税率、平成17年1月以降に解消が予定されるものは改正後の税率によっております。この変更に伴い、従来の税率によった場合と比較して、当事業年度の繰延税金資産の金額が2,969千円減少し、株式等評価差額金の金額が21千円増加するとともに、法人税等調整額が2,991千円増加（当期純利益の減少）しております。

9. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	28,256千円
退職給付引当金	28,256千円

(3) 退職給付費用の内訳

退職給付費用	5,495千円
勤務費用	5,495千円

(損益計算書注記)

1. 子会社との取引高

売上高	398,088千円
仕入高	68,820千円
その他営業取引	6,789千円
営業取引以外の取引高	53,948千円

2. 1株当たり当期純利益

448円88銭

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金	額
当 期 未 処 分 利 益		1,103,291,535
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額		70,059
合 計		1,103,361,594
これを次のとおり処分いたします。		
利 益 配 当 金 1 株につき1,300円	8,577,400	8,577,400
次 期 繰 越 利 益		1,094,784,194

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成15年1月1日から平成15年12月31日までの第16期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社からの営業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成16年3月1日

株 式 会 社 レ ッ グ ス
監 査 役 梁 瀬 功 一 ④
監 査 役 木 村 峻 郎 ④
以 上

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 6,581個

2. 議案に関する参考事項

第1号議案 第16期（平成15年1月1日から平成15年12月31日まで）貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、前記添付書類（10頁から16頁まで）に記載のとおりであります。利益配当金につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境を勘案し、1株につき1,300円とさせていただきますと存じます。

なお、取締役会は、貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。また、監査役の見解は、監査報告書（17頁）に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が平成14年4月1日に施行され、新株予約権の制度が新設されたこと、また、会社関係書類の電子化が可能になったこと等に伴い、現行定款第8条（基準日）、第9条（取締役または従業員に対する新株引受権の付与）、第13条（議決権の代理行使）、第26条（利益配当）、第27条（中間配当）について所要の変更を行い、あわせて一部字句の整備を行うものであります。

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）が平成15年9月25日に施行されたことに伴い、取締役会の決議により自己株式取得を行うため、自己株式の取得に関する規定（変更案第7条）を新設するとともに、これにあわせて条文を繰り下げるものであります。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、予め補欠監査役の選任が出来るよう、補欠監査役の選任に関する規定（変更案第23条）を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(自己株式の取得)</u> 第7条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>
第7条 <条文省略> (基準日)	第8条 <現行どおり> (基準日)
第8条 当社は、毎年決算期最終の株主名簿に記載された株主(実質株主名簿に記載された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 <条文省略>	第9条 当社は、毎年決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 <現行どおり>
<u>(取締役または従業員に対する新株引受権の付与)</u>	
第9条 当社は、 <u>取締役または従業員に商法第280条ノ19第1項の新株の引受権を与えることができる。</u>	(削る)
第10条 { <条文省略>	第10条 { <現行どおり>
第12条 (議決権の代理行使)	第12条 (議決権の代理行使)
第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、 <u>株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u>
第14条 { <条文省略>	第14条 { <現行どおり>
第22条	第22条
(新 設)	<u>(補欠監査役の選任)</u>
	第23条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 <条文省略> 第24条 <条文省略> (新設) 第25条 <条文省略> (利益配当) 第26条 利益配当は、毎決算期最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者および同決算期最終の端株原簿に記載された端株主に対しこれを行う。 第6章 計算 (中間配当) 第27条 取締役会の決議により、毎年6月30日最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。 第28条 <条文省略> 第29条 <条文省略></p>	<p><u>前項選任については、第22条第2項に定める規定を準用する。</u> <u>第1項の定めにより予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u> <u>第1項の定めにより予め選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u> 第24条 <現行どおり> 第25条 <現行どおり> 第6章 計算 第26条 <現行どおり> (利益配当) 第27条 利益配当は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同決算期最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対しこれを行う。 (削る) (中間配当) 第28条 取締役会の決議により、毎年6月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。 第29条 <現行どおり> 第30条 <現行どおり></p>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件として、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
竹村直浩 (昭和35年11月22日生)	昭和58年4月 朝倉会計事務所入所 株式会社エイエスティ入社 昭和60年4月 株式会社パンワールド入社 昭和63年7月 株式会社エニイ取締役就任 平成2年8月 株式会社パナスデータベース取締役就任 平成3年6月 株式会社ステージ取締役就任(現任) 平成5年8月 株式会社リズムオープンステージ取締役就任(現任) 平成8年12月 トリノ株式会社監査役就任(現任) 平成9年6月 株式会社ゲノム取締役就任(現任) 平成14年2月 有限会社肥後屋福助取締役就任(現任) 平成14年9月 株式会社ジャイロ取締役就任(現任) 平成15年8月 株式会社T S マネジメント代表取締役就任(現任)	25株

以上

電磁的方法による議決権行使のご案内

議決権をインターネットを用いて電磁的方法によりご行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 電磁的方法による議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に記載されているインターネット上の当社指定のウェブサイト（以下、「議決権行使サイト」といいます。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは携帯電話を用いたインターネットへの接続には対応していないため、携帯電話でのご利用は出来ませんのでご了承下さい。（インターネットにより、議決権をご行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及び初期パスワードが必要となりますのでご注意ください。）

議決権行使サイトURL <http://www.webdk.net>

- 2) 電磁的方法による議決権行使を行うには、まずインターネットに接続後、上記1)もしくは同封の議決権行使書用紙に記載されている議決権行使サイトにアクセスします。
- 3) 次に表示された画面の案内に従い、議決権行使書用紙の右側に記載の議決権行使コード及び初期パスワードをご入力して下さい。
- 4) 画面の案内に従い議決権をご行使して下さい。

議決権行使についてのご注意

- 1) 書面による議決権行使は、株主総会日の前日（平成16年3月29日（月曜日））までに当社名義書換代理人に到着したものが有効な議決権行使となります。この場合、賛否のご記入がないときは会社提案に賛成されたものとしてお取り扱いさせていただきます。
- 2) 電磁的方法による議決権行使は、平成16年3月29日（月曜日）までとさせていただきます。

- 3) 書面と電磁的方法により、二重に議決権をご行使された場合は、電磁的方法によるものを議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- 4) 電磁的方法によって、複数回、議決権をご行使された場合は、最後になされたご行使を議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- 5) 電磁的方法によって議決権をご行使する場合、インターネットへの接続にかかわる諸費用（プロバイダへの接続料、通信事業者への通信料金等）は株主様のご負担となります。

電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について

電磁的方法により議決権をご行使していただくためには、次のシステム環境が必要です。

- 1) インターネットにアクセス出来ること。
ただし、携帯電話による接続はご利用できません。
- 2) インターネット閲覧ソフトウェア（ブラウザ）として、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上または、Netscape 6.2以上を使用出来ること。
- 3) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧ソフトウェア（ブラウザ）を使用することが出来ること。

お問い合わせ先

名義書換代理人

住友信託銀行株式会社 証券代行部

T E L : 0120-186-417 (受付時間 平日 9:00~17:00)

(Microsoft®は、米国Microsoft Corporationの、Netscapeは、Netscape Communications Corporationの、米国及びその他の国における登録商標です。)

株式会社レグス 株主総会会場ご案内図

明治記念館 1階 芙蓉の間
東京都港区元赤坂二丁目2番23号
電話(03)3403-1171(代)



[交通のご案内]

J R中央・総武線信濃町駅より徒歩3分

営団地下鉄銀座線・半蔵門線青山一丁目駅(2番出口)より徒歩6分

都営大江戸線国立競技場駅(A1出口)より徒歩6分

都バス「権田原・明治記念館前」より徒歩1分

(品97)品川車庫前 - 新宿駅西口

車 高速4号線(外苑出口)より1分 *250台収容可能専用駐車場あり